



平成18年5月29日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア  
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 清幸  
(コード番号：3773 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 安斉 哲夫  
(TEL 03-5958-1031)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月29日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第9回定株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 将来の事業内容の多様化に備え、目的事項の追加を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 公告方法について、周知性の向上および費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、あわせてやむを得ない事由により電子公告によることができないときの措置を定めるため所要の変更を行うものであります。(変更案第5条)
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります。(変更案第19条)
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日付で施行されたことにともない、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。
  - ① インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示し、書面による提供の省略を可能とすることにより、株主の皆様の利便性を高めるとともに、株主総会関連費用の削減を図るため、変更案第14条を新設するものであります。
  - ② 株主総会における議決権の代理行使を行う際の代理人の人数を明確にするため、現行定款第13条の規定を変更するものであります。(変更案第16条)
  - ③ 取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録により行うことができるよう、変更案第23条を新設するものであります。

- ④ 取締役および監査役の責任について、会社法施行前の行為に基づく責任についても引き続き免除の対象としつつ引用する法律の条文を変更し、また社外監査役について優秀な人材を迎え入れることができるよう責任限定契約を締結することを可能にするため、現行定款第25条および第35条につき所要の変更を行うとともに（変更案第26条および第34条第1項）、変更案第34条第2条を新設するものであります。
  - ⑤ 整備法の施行に伴い、定款にその定めがあるものとみなされる株券を発行する旨や各機関の設置について明記するとともに、現行定款第8条について所要の変更を行うものであります。（変更案第4条、第8条、第9条）
- (5) その他、条数の変更ならびに法律の引用条文および用語の変更を行うとともに、表現方法および字句の修正を行う等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

## 3. 定款変更の効力発生日（予定）

平成18年6月28日（水曜日）

以 上

別 紙

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピューター<u>の</u>ソフトウェアの開発及び販売</li> <li>2. コンピューター<u>の</u>ソフトウェアに関するコンサルティング</li> <li>3. コンピューター<u>の</u>ハードウェア及び周辺機器の開発及び販売</li> <li>4. コンピューター<u>の</u>ハードウェア及び周辺機器の導入に関するコンサルティング</li> <li>5. 通信機器の開発、設計<u>及</u>び販売</li> <li>6. 通信機器の導入に関するコンサルティング</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7. 出版業</p> <p>8. 翻訳業</p> <p>9. 前各号に附帯する一切の業務</p> | <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コンピューターソフトウェアの開発<u>および</u>販売</li> <li>2. コンピューターソフトウェアに関するコンサルティング</li> <li>3. コンピューターハードウェア<u>および</u>周辺機器の開発<u>および</u>販売</li> <li>4. コンピューターハードウェア<u>および</u>周辺機器の導入に関するコンサルティング</li> <li>5. 通信機器の開発、設計<u>および</u>販売</li> <li>6. (現行どおり)</li> <li>7. <u>情報検索サービス業、情報処理サービス業および情報提供サービス業</u></li> <li>8. <u>情報コンテンツ開発、販売および配信サービス</u></li> <li>9. <u>広告代理業</u></li> <li>10. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u></li> <li>11. <u>コールセンター業務(電話受信発信事務代行業)</u></li> <li>12. <u>金融業</u></li> <li>13. <u>投資業</u></li> <li>14. <u>経営コンサルタント業</u></li> <li>15. <u>労働者派遣事業</u></li> <li>16. (現行どおり)</li> <li>17. (現行どおり)</li> <li>18. (現行どおり)</li> </ol> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、358,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減じる。</p> <p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、358,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> |
| <p>(新設)</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p>   | <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(第12条に移設)</p>   |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>2 <u>本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の所持、株券の交付、端株の買取り、届出の受理、株券喪失登録の手続きその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類及び株式の名義書換、端株原簿の記載又は記録、質権の登録及び信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の所持、株券の再交付、端株の買取り、届出の受理、株券喪失登録の手続きその他株式及び端株に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い、<u>株主の権利行使に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(株主総会の招集)</p> <p>第10条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(第7条から移設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。ただし、<u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。</u></p> | <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む。)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(員数)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 代表取締役は、<u>取締役会の決議</u>により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、<u>取締役会を開く</u>ことができる。</p> | <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、<u>その決議によって代表取締役を選定</u>する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に<u>欠員または事故</u>があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会を開催</u>することができる。</p> |



| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(取締役会の決議方法)</p>  |  |
| <p>第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p>   | <p>(削除)</p>  |
| <p>(取締役会の議事録)</p>   |  |
| <p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>  | <p>(削除)</p>  |
| <p>(新設)</p>   | <p>(取締役会の決議の省略)</p>  |
| <p>(取締役会規則)</p>   | <p>第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>  |
| <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>   | <p>(取締役会規則)</p>  |
| <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p>  | <p>第24条 <u>取締役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>  |
| <p>第24条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>  | <p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>            |
| <p>(取締役の責任軽減)</p>   | <p>(取締役の責任免除)</p>  |
| <p>第25条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む）の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内でこれを免除することができる。</u></p> | <p>第26条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> | <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この時期を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開くことができる。</p> | <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。</p>                    |
| <p>(監査役会の決議方法)</p>   |  |
| <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>  | <p>(削除)</p>  |
| <p>(監査役会の議事録)</p>  |  |
| <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>   | <p>(削除)</p>  |
| <p>(監査役会規則)</p>  | <p>(監査役会規則)</p>  |
| <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>   | <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>  |
| <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p>   | <p>(報酬等)</p>   |
| <p>第34条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>  | <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>   |
| <p>(監査役の責任軽減)</p>  | <p>(監査役の責任免除)</p>  |
| <p>第35条 当社は、監査役(監査役であった者を含む)の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内でこれを免除することができる。</p>                                   | <p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる</u>監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>2 <u>当社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会決議をもって、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項で定める監査役（当該監査役であった者を含む）の責任を法令の限度額の範囲内でこれを免除することができる。</u></p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第36条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 <u>当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに端株原簿に記載又は記録された株主に対して支払う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者並びに端株原簿に記載又は記録された株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> | <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>利益配当金及び中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその<u>責任</u>を免れる。</p> | <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第38条 <u>配当財産が金銭である場合は、その</u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその<u>支払義務</u>を免れる。</p> |